

定額減税補足給付金(調整給付金)のご案内



- デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援の一環として、納税者及び控除対象配偶者または扶養親族1人につき、4万円(令和6年分の所得税から3万円、令和6年度個人住民税所得割から1万円)の定額減税が実施されます。
- 定額減税を十分に受けられないと見込まれる方に対し、その差額を調整のうえ給付金を支給します。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要な場合があります。

支給対象者

※下記のすべてにあてはまる方が対象となります

- 所得税と住民税所得割の少なくとも一方が課税されている方のうち、納税義務者及び配偶者を含めた扶養親族に基づき算定される定額減税可能額が、**令和6年分推計所得税額**または**令和6年度個人住民税所得割額**を上回る方
- 納税義務者本人の合計所得金額が**1,805万円以下**の方

支給額

所得税

定額減税可能額
3万円×(本人+扶養親族数)



※令和6年分
推計所得税額



控除不足額
①

※令和6年分推計所得税額とは、令和6年度分個人住民税課税情報をもとに推計して算出した額です(復興所得税除く)

住民税
所得割

定額減税可能額
1万円×(本人+扶養親族数)



令和6年度
住民税所得割額



控除不足額
②

調整
給付金

控除不足額
①



控除不足額
②



支給額(1万円単位に切上げ)

手続き期限

該当する方のみ「お知らせ」または「確認書」が届きます

詳しくは裏面「Ⅰ」へ

「お知らせ」が届いた方



手続きは不要です

お知らせに記載されている口座
(公金受取口座)に振込みされます

詳しくは裏面「Ⅱ」へ

「確認書」が届いた方



確認書の返送または**オンライン申請**をしてください。(オンライン申請は、確認書に二次元コードが印刷されている方のみ可能です)

返送・申請期限:令和6年10月31日(木)
(当日消印有効)

裏面もご覧ください。

手続きの方法

I 「お知らせ」が届いた方

- 対象となる方で、公金受取口座を登録されている方には、市から支給方法や支給予定日を記載した「お知らせ」が届きます。

手続きは不要です

記載されている内容で振込みます

- 振込口座を変更したい場合や受給を辞退したい場合は、お知らせに記載のある指定日までに手続きをお願いします。
手続きに関する各様式は、給付金窓口（市役所本庁舎1階）に備え付けのほか、市のホームページからもダウンロードすることができます。

II 「確認書」が届いた方

- 対象となる方には、市から給付内容が書かれた「確認書」が届きます。
記載内容を確認し、記入例を参考にご記入のうえ、返送してください。

確認事項

①確認欄をご確認の上、内容に相違ない場合は、②記入欄へ「氏名、確認日、電話番号」を記入してください。③振込口座欄、④代理人欄に記入した場合は、⑤本人（代理人）の確認書類や⑥振込先口座確認書類の添付が必要になります。

確認書に二次元コードの印刷がある場合

- マイナンバーカードを使った「給付支援サービス」によるオンライン申請も可能です。
同封の「給付支援サービス」のチラシをご覧ください。
※オンライン申請した場合は、確認書の返送は不要です。

支給時期

- 確認書（または申請書）を受理してから3週間前後が目安です。
支給予定日は別途通知します。



定額減税補足給付金（調整給付金）に関する
「振り込み詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話やメール等があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。



お問い合わせ

秋田県湯沢市役所 受付時間 平日8:30～17:15

- 定額減税補足給付金に関すること 福祉課 低所得者支援・定額減税補足給付金対策室
給付金窓口（市役所本庁舎1階）

☎ 0183-79-6911

- 市・県民税の定額減税に関すること 税務課 市民税班 **☎ 0183-55-8094**